

# 小・中学校における防災教育について



総務局危機管理課

## 市民に対する防災に関する周知・啓発

- ・地震や津波災害はもとより、水害・土砂災害に対し、一人一人が、適切な避難行動をとるためには、「自分の命は自らが守る」意識を持ち、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、自分が居住している地域の災害特性について、ハザードマップで確認しておくことが重要である。
- ・ハザードマップや関連情報について、広報高松や本市ホームページはもとより、防災合同庁舎一階の「たかまつ防災プラザ」、市政出前ふれあいトークなど、あらゆる機会をとらえて、情報提供を行っているところである。

## 小・中学生に対する防災学習の現状

- ・市政出前ふれあいトークの実施件数  
令和元年度：2件
- ・たかまつ防災プラザにおける学習件数  
令和元年度：13件



## 「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について（通知）

- 令和元年台風第19号等における豪雨災害を踏まえ、「自らの命は自らが守る」意識を一人一人に醸成するため、今年度、国から「避難の理解力向上キャンペーン」の取組が示され、この一環として、子供のころから地域の災害リスク等を知ることや、命を守る行動を実践的に学ぶことの重要性について、防災部局として、防災教育の支援を行うこととされた。

（支援の例）

- ①教育機関等からの依頼に応じ、「避難行動判定フロー」及び「避難情報のポイント」について説明すること。
- ②教育機関等からの依頼に応じ、防災部局が行う出前講座等により、防災教育の内容面の充実を支援すること。
- ③教育機関等から専門的な案件について講師派遣や講演を依頼された際には、必要に応じ、国土交通省河川事務所等の機関に取り次ぎ、専門家の派遣などの支援を行うこと。

《参考》 水防法等により、洪水浸水想定区域等にある小・中学校については、迅速に避難するため、「避難確保計画」を作成するとともに、この計画に基づく避難訓練を実施することとしている。

計画策定済：洪水浸水想定区域 ⇒ 対象32校中／32校

土砂災害警戒区域 ⇒ 対象12校中／12校

○ **地震や津波災害を始め、水害や土砂災害に対し、平時から、ハザードマップなどを活用して、地域の災害リスクを踏まえ、安全な場所へ速やかに避難するなどの防災教育を実施し、「自らの命は自らが守る」意識を醸成することが重要である。**

○ **これらの取組を支援するため、教育機関等の求めに応じ、防災教育に必要な支援を行う。**

